

教 健 体 第 1 9 4 号
令和 6 年（2024年） 5 月 20 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆
北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

スポーツ用大型器具に関する事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同
参画共生社会学習・安全課、スポーツ庁政策課、地域スポーツ課及び参事官
（地域振興担当）から事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、本通知及び令和 6 年（2024年） 4 月 4 日付け教健体第19号
通知、令和 5 年（2023年） 5 月 19 日付け教健体第198号通知に基づき、各学校
において、施設や器具・用具の安全管理はもとより、使用方法や扱い方につ
いても再確認するなど、改めて、体育活動中の事故防止の徹底を図るようお
願いします。

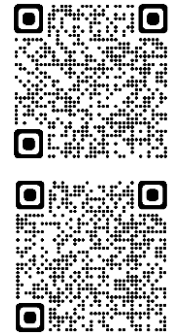
なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知するようお願い
します。

記

○ 参考

・ 令和 6 年（2024年） 4 月 4 日付け教健体第19号通知
<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/r6tuti.html>

・ 令和 5 年（2023年） 5 月 19 日付け教健体198号通知
<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/r5taiikutuuti.html>



（健康・体育指導係）

(写)

学校において防球ネット等のスポーツ用大型器具による事故を防ぐため、消費者庁がそれらの器具の取扱いのポイント等をまとめた資料を公表しましたので紹介します。

事務連絡
令和6年5月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁政策課
スポーツ庁地域スポーツ課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

スポーツ用大型器具に関する事故の防止について

学校において、防球ネットやゴール等、スポーツ用大型器具に関する事故が発生していることを踏まえ、消費者庁において、児童生徒や学校関係者等を対象とした注意喚起の資料が作成・公表されました。

類似の事故を防ぐためにはどのような点に注意すればよいのか、学校における事故事例とともにスポーツ用大型器具等の取扱いのポイントを紹介する内容となっています。

ついては、下記のとおり情報提供しますので、他の案件と併せて周知する等、働き方改革の観点にも留意しつつ、管下の学校等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省において令和6年3月に公表した「学校における安全点検要領」において、バックネット・防球ネット等の点検方法について取り上げていますので、併せて御活用ください。（下記「参考資料」に資料へのリンクを掲載）

記



●資料掲載先：

スポーツ用大型器具に関する事故－取り扱いに注意しましょう－

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240425/

【趣旨等】

学校で、防球ネットやゴール等のスポーツ用大型器具による事故を防ぐためには、十分な安全性能を備えた製品の選択、取扱説明書に沿った取扱い、日頃からの点検・整備、適切な保管・管理等が重要であり、こうした取扱いのポイント等をまとめました。

●参考資料

- ・学校における安全点検要領（令和6年3月文部科学省）

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/anzenken/data/anzenken-all.pdf#page=61>

- ・野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について（通知）（令和5年5月30日スポーツ庁地域スポーツ課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230530-spt_oripara-000030420_1.pdf

【担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係 電話：03-6734-2966